

議案第 29 号

所沢市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

所沢市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、
本案を提案するものである。

所沢市営住宅条例の一部を改正する条例

所沢市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第9号」の次に「及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条」を加える。

第5条中「の各号」を削り、同条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号を次のように改める。

市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第14条において同じ。）があること。ただし、次のアからキまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(㉞) 知的障害 (㉝)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

キ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

(㉟) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(㊱) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算し

て5年を経過していないもの

第6条第1項第2号ア(7)中「次項第2号から第4号まで又は第6号」を「前号イからエまで又はカ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書に規定する」を「前項第1号ただし書の市長が認める」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第2項中「(老人等にあつては、同項第1号を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により、法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第8条第1項中「市長の」を「規則で」に改める。

第9条第2項中「市長が」を「規則で」に改め、同条第4項中「20歳未満の子を扶養している寡婦、老人、心身障害者」を「次条各号のいずれかに該当する者」に改める。

第10条第2号中「エまでのいずれかに該当する者」を「ウまでのいずれかに該当する者」に改め、同号ウ中「おおむね」を削り、同号エを削り、同条第3号中「アからエまで」を「第6条第1項第1号イからエまで又はカ」に改め、同号アからエまでを削り、同条第4号中「アからエまでのいずれか」を削る。

第12条第2項中「老人等及び被災者等に該当する者を」を削り、「市長が」を「規則で」に改める。

第13条第1項第1号中「同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて、市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)」に改め、同条第3項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第16条第4項中「法第16条第4項」を「市長は、法第16条第4項」に、「家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し」を「家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ」に、「令第2条に規定する方法により算出した額とする」を「定めることができる」に改める。

第17条第2項中「申告」の次に「又は第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加え、同条第3項中「市長の」を「規則で」に改める。

第21条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第23条第1項中「次条第1項第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第24条第1項第3号中「昇降機」を「エレベーター」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第27条及び第31条第4項中「市長の」を「規則で」に改める。

第33条第2項中「ときは」の次に「、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき」を加え、同条第3項中「法第16条第4項」を「市長は、法第16条第4項」に、「家賃は、当該入居者」を「家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者」に、「令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする」を「定めることができる」に改める。

第43条第1項中「市営住宅監理員」を「第62条第1項の市営住宅監理員」に改める。

第44条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第46条第1項中「市長の定める」を「規則で定める」に改める。

第54条第1項中「市長の」を「規則で」に改める。

第56条第1項第1号中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第59条第3項中「及び第4項並びに」を「から第5項まで及び」に、「第21条第3項中」を「第21条第3項及び第4項中」に、「市営住宅」を「同項中「市営住宅」に改め、「と、「家賃」とあるのは「使用料」」を削る。

第65条第2項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「第9条第2項及び第4項並びに」を「第9条第4項及び」に、「第9条第2項及び第4項中」を「第9条第4項中」に改め、「、同条第4項中「市長が割当て」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長が割当て」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市営住宅条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後に入居の決定を受ける者又は入居者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の決定を受けた者又は入居者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。